

令和8年度における 消費税・個別間接税関係の 改正について

安井京平

消費税関係

一 国境を越えた電子商取引に係る消費税制度の見直し

1 改正の背景

消費者向けに行われる物品販売に係る電子商取引（E-Commerce：以下単に「EC」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年に「巣ごもり需要」として急激に拡大した。総務省の「家計消費状況調査結果の概況（2016～2024年）」によれば、ネットショッピングの利用は足下でも増加しており、令和6年（2024年）の国内におけるネットショッピングの1か月平均支出額は平成30年（2018年）の約2倍となっている。利用世帯の割合も過去10年で倍増しており、ECが生活に浸透している状況となっている。

また、経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によると、「世界の越境EC市場規模」は、2024年の1.01兆USドルから2034年には6.72兆USドルにまで拡大すると予測されている。2025年から2034年の年平均成長率は約23.1%と推計され、ECの市場規模はますます拡大し続けていくと見られている。

こうしたECの市場規模拡大は、近年の我が

国においては特に海外からの輸入を伴うEC取引（以下「越境EC」という。）において顕著であり、令和6年の輸入許可件数は約1.9億件となっており、コロナ禍前（令和元年）の約4.1倍と大幅に増加している。中でも、関税・消費税の少額免税制度（詳細は「2 改正前の制度の概要」参照。）が適用される貨物、すなわち、課税価格の合計額が1万円以下（注）の少額貨物の増加が著しく、令和6年におけるその割合は全輸入許可件数の約9割を占めている。

（注）個人的な使用に供される貨物については、課税価格を海外小売価格に0.6を乗じた価格とする「課税価格決定の特例」が設けられており、これにより販売価格16,666円までの貨物が少額免税制度の対象となる。

この消費税（及び関税）が免除される課税価格の合計額が1万円以下の少額貨物については、越境ECが急激に拡大したことにより、国内で消費税を納付して取引を行う国内の事業者と、免税の適用を受ける国外の事業者との間における競争条件の不均衡が課題として顕在化してきた。